



tij 地盤解析研究会 会則

2019 年(平成 31 年) 4 月 23 日制定

2020 年(令和 2 年) 4 月 21 日一部改正

tij 地盤解析研究会

tij 地盤解析研究会 会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本研究会を“tij 地盤解析研究会”と称する(以下,「本会」と言う)。

(目 的)

第2条 本会は,名古屋工業大学 中井照夫名誉教授が中心となって開発した“Subloading tij モデル”を改良,普及させるとともに“ t_{ij} の概念”の理解を深めることを通して,地盤解析手法の発展に寄与し,その実現のための活動を理論面ならびに人材育成面などから支援することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は,次の各号の事業をおこなう。

- (1) “Subloading tij モデル”に関する研究会,セミナー,講習会等の開催および後援
- (2) “Subloading tij モデル” FEM 解析コードの開発および利用
- (3) “Subloading tij モデル”に関連する研究
- (4) “ t_{ij} の概念”の理解・発展と普及
- (5) 前各項の他,本会の目的達成に必要な事業

(研究会等)

第4条 本会は,研究会を原則として2ヵ月に1回開催することを基本とする。
2. 本会は,必要に応じてセミナー,講習会等を開催することとする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は,毎年4月1日に始まり,翌年の3月31日に終了する。

第2章 本会の構成

(主 宰)

第6条 主宰は,名古屋工業大学 中井照夫名誉教授とする。
2. 主宰は本会を代表し,会務を統括する。

(事務局)

第7条 本会事務局は,〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番2号 国民会館・住友生命ビル4F 株式会社 地域 地盤 環境 研究所内に置く。

(一般会員, 特別会員, 学生会員)

第8条 本会は、以下に示す会員より構成するものとする。

①一般会員

一般企業に所属し本会へ参加を希望する者は、主宰の承認を経て一般会員として本会に参加することができるものとする。

②特別会員

大学・高等工業専門学校および国公立研究機関等に所属し本会へ参加を希望する者は、主宰の承認を経て特別会員として本会に参加することができるものとする。

③学生会員

大学・大学院の学生等で本会へ参加を希望する者は、主宰の承認を経て学生会員として本会に参加することができるものとする。

(特 典)

第9条 会員は、“Subloading tij モデル”に関する研究等を本会に委託することができる。

2. 会員は、第3条で定める本会で開発した FEM 解析コード (FEMtij-1D, FEMtij-2D, FEMtij-3D, マニュアルを含む) の配布およびサポートを受けることができる。

(幹事および幹事会)

第10条 本会には幹事および幹事会を置く。

2. 幹事は若干名とし、一般会員および特別会員の中から総会で選出する。
3. 幹事会は、主宰、幹事、監査役で構成する。
4. 幹事の互選により、代表幹事1名を選出する。代表幹事は主宰を補佐し、主宰に事故がある時はその職務を代行する。
5. 幹事は主宰および代表幹事の職務を補佐し、会務を補佐する。

(監査役)

第11条 本会には監査役を置く。

2. 監査役は1名とし、一般会員および特別会員の中から総会で選出する。
3. 監査役は、本会の業務監査および会計監査をおこなうものとする。

(総 会)

第12条 主宰は、毎年一回定期総会を開催しなければならない。また、主宰は必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

2. 総会は、一般会員、特別会員より構成し、会員の半数以上の出席(委任状を含む)により成立する。
3. 総会の議事は、出席者の過半数の多数によって決議するものとする。
4. 定期総会では、以下の事項を決議するものとする。
 - (1) 会則の改定等がある場合は、その改定。
 - (2) 事業報告および決算案の承認。
 - (3) 業務計画および予算案の承認。

第3章 会費等

(入 会)

第13条 会員は、入会時に以下の入会金を本会事務局に納入するものとする。

2. 一般会員は1口につき入会金を5万円(消費税別)とする。
3. 特別会員は1名につき入会金を2万円(消費税別)とする。
4. 学生会員は無料とする。

(年会費)

第14条 会員は、年会費を事業年度開始日までに本会事務局に納入するものとする。

2. 一般会員の年会費は、会社毎に1口当たり6万円(消費税別)とし、1口あたり5名まで一般会員として参加できるものとする。
3. 特別会員の年会費は無料とする。
4. 学生会費の年会費は無料とする。
5. 一旦納入された会費は、理由の如何に関わらずこれを返却しない。
6. 会費は定められた期限までに本会事務局に納入しなければならない。

(退 会)

第15条 会員が退会しようとする時は、別に定める退会届を主宰に提出する。

2. 会員が次のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。
 - (1)会費を納入せず、催促後なお会費を1年以上納入しない時。
 - (2)その他、本会の主旨に著しく反する行為をおこない、本会幹事会で退会勧告を決議されたとき。

第4章 守秘義務

(秘密情報の定義)

第16条 秘密情報とは、本会の研究会等において、秘密情報であることが明記された情報であって、以下に掲げる各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まないものとする。

- (1)開示等を受けた時点において既に公知となっている情報。
- (2)開示等を受けた後に、本会会員の故意または過失によらず公知となった情報。
- (3)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
- (4)開示等を受けた後に、開示等の制限を伴わず第三者から適法に受領した情報。
- (5)秘密情報とは無関係に、本会会員が独自に開発または考案した情報。
- (6)法律により開示等を義務づけられ、かつ、官公庁から開示等を要求された情報。

(秘密情報開示の制限と漏洩防止)

第 17 条 秘密情報の受領者(以下、「受領者」という。)は、秘密情報を第三者に開示または提供してはならない。

2. 受領者は、本件目的を遂行するうえで止むを得ない事由により、秘密情報を第三者に開示または提供しなければならない場合に限り、開示者の書面による事前の承諾を得たうえで、秘密情報を第三者に開示または提供することができるものとする。
3. 受領者は、前項に基づき第三者に対し秘密情報を開示または提供する場合、本会則における受領者の義務と同等の義務を定めた書面を当該第三者との間で取り交わすものとする。
4. 受領者は、前二項に基づき秘密情報を開示または提供される第三者の秘密義務についても責任を負うものとし、当該第三者と連帯し、開示者が被った損害を賠償するものとする。

第 5 章 知的財産権等の取扱い

(知的財産権の取り扱い)

第 18 条 本会の活動において生じた情報に基づいて特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権が生じた場合、直ちに代表幹事に報告するものとし、その帰属および特許出願等の権利は幹事会で協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

(論文発表等)

第 19 条 本会で配付された FEM 解析コードを用いて論文発表等をおこなう場合、本会で名付けた FEM 解析コード名を明記するものとする。

2. 本会で配付された FEM 解析コードを用いて論文発表等をおこなう場合、論文の投稿前に本会に通知するものとする。

附 則

(発効日)

第 1 条 本会則は、2019 年 4 月 1 日より発効する。

(会則の改定等)

第 2 条 本会の運営に関して、特に会則に規定が無いものについては、幹事会で起案し、総会で決議するものとする。